

高知市若手人材定着支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者における若手人材の確保及び定着を促進するため、住宅補助、通勤費補助その他若手人材の確保及び定着に資する福利厚生制度の構築又は拡充（以下「制度構築等」という。）を行う中小企業者に対し、高知市若手人材定着支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に本店又は主たる事業所を有するものをいう。
- (2) 社内規程 就業規則、賃金規程、福利厚生規程その他これらに準ずる社内の定めをいう。
- (3) 補助メニュー 補助金の対象とする福利厚生制度の区分をいい、その範囲、内容、対象者要件、対象外の取扱い及び確認方法は、要領で定める。
- (4) 対象労働者 主たる勤務地が高知市内の事業所に勤務する労働者であつて、当該会計年度の4月1日現在において満34歳未満であり、かつ、特殊関係者に該当しない者をいう。
- (5) 借上げ住宅 補助対象者が賃貸借契約等により借上げ、対象労働者に提供する住宅をいう。
- (6) 改定日 補助メニューに係る社内規程の新設又は改定の施行日をいう（補助メニューごとに定めることができる。）。
- (7) 基準制度 改定日の前日まで適用されていた社内規程に基づく当該補助メニューの制度をいう（当該制度がない場合は「制度なし」とする。）。
- (8) 基準算定額 基準制度を同一条件（同一の対象労働者、支給対象期間及び実施内容）で適用したもとのとして算定される額をいう（制度なしの場合は0とする。）。
- (9) 改定後算定額 改定後の社内規程又は要領で定める取扱いに基づき実施した当該補助メニューについて算定される額をいう。
- (10) 拡大部分 改定後算定額が基準算定額を上回る場合の差額をいい、当該差額が0を下回るときは0とする。
- (11) 算定期間 当該会計年度の4月1日から翌年3月31日までとする。
- (12) 特殊関係者 次に掲げる者をいう。

ア 補助対象者が法人である場合は当該法人の代表者又は役員（これらに準ずる者を含む。）、補助対象者が個人事業主である場合は当該個人事業主

イ アに掲げる者の配偶者、6親等以内の血族又は3親等以内の姻族

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助メニューに係る福利厚生制度について制度構築等を行うこと。
- (2) 改定日以後、当該制度を社内規程に明文化し、労働者に周知した上で運用を開始すること。
- (3) 支給対象、支給要件、支給額、支給期間、申請手続及び支給時期が、社内規程等により客観的に確

認できること。

(4) 退職等を理由として対象労働者に返還義務を負わせないこと（過誤支給等の是正を除く。）。

(5) 補助事業の実施に関連して、対象労働者に係る福利厚生制度（申請する補助メニュー以外の制度を含む。）について、基準制度より不利となる改廃を行わないこと。特に、既存制度の廃止又は減額等により、申請する補助メニューの効果を実質的に相殺する変更を含む。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）

第4条各号のいずれかに該当すると認める者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者

(3) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者

(4) 市税等を滞納している者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、算定期間内に実施した補助メニューについて算定した拡大部分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

2 次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 社内規程に基づかないもの又は周知が確認できないもの

(2) 国、県、他自治体等の給付等との重複部分

(3) 対象労働者に該当しない者を対象とする実施

(4) 要領で定める取扱いに反する支給又は提供その他不適当と認めるもの

(5) その他市長が不適当と認めるもの

（補助率及び補助上限）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金の上限は、次のとおりとする。

(1) 対象労働者1人当たり 年額10万円

(2) 1事業者当たりの対象労働者数は10人を上限とする。

3 補助事業者に対し当該会計年度に交付する本補助金の額は、「高知市若手人材定着支援事業資格取得助成金交付要綱」に基づく助成金の交付額と合算して、1事業者当たり1,000,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該年度の1月末日までに、高知市若手人材定着支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 制度構築等計画書

(2) 基準制度（改定日前）の社内規程（該当箇所が分かる写し）又は制度が無いことが分かる資料

- (3) 改定後制度（改定日以後）の社内規程（案を含む。）（新旧対照表を含む。）
- (4) 対象労働者（予定）一覧（10 人以内）
- (5) 完納証明書（滞納無証明書）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは高知市若手人材定着支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、適当でないとしたときは所定の高知市若手人材定着支援事業費補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第 9 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から 2 週間以内に、その旨を所定の高知市若手人材定着支援事業費補助金交付申請取下届書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第 10 条 補助事業者は、補助事業について、事業内容の変更（補助金額の増額又は 30 パーセントを超える減額を伴う変更に限る。）をし、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市若手人材定着支援事業費補助金変更承認申請書（様式第 3 号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の高知市若手人材定着支援事業費補助金変更承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高知市若手人材定着支援事業費補助金実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改定後の社内規程（施行日が確認できるもの）
- (2) 周知を行ったことが分かる資料
- (3) 支給（提供）実績内訳書（基準算定額、改定後算定額、拡大部分の算定過程を含む。）
- (4) 実施が確認できる資料（貸金台帳、支給明細、振込記録、契約書・支払記録等）
- (5) その他要領で定める資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、高知

市若手人材定着支援事業費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市若手人材定着支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市若手人材定着支援事業費補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（報告及び調査等）

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

2 補助事業者は、本事業完了後5年間は、本市が行う本事業に係る調査に協力しなければならない。

（整備保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助

金については、第 14 条から第 17 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。